

介護予防・日常生活支援 総合事業が始まります

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活していくために、介護保険等の行政サービスに加え、地域やボランティアによる助け合い等、社会全体で高齢者を支えていく必要があります。そのための仕組みづくりの一つとして、平成29年4月から「介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)」を実施します。

◆要支援の方の訪問介護、通所介護が総合事業に移行

総合事業が始まると、65歳以上で、介護保険の要支援認定を受けている方の介護予防訪問介護と介護予防通所介護が、総合事業の訪問型サービスと通所型サービスに移行します。サービス内容は、移行前の内容と同程度となります。また、65歳以上の方で要支援認定を受けていない方でも、普段の生活や心身の状態から、基本チェックリスト(※1)に該当するとサービスを利用できるようになります。

◆総合事業のサービスとは

- ①介護予防・生活支援サービス事業
- ・訪問型サービス …これまでの介護予防訪問介護と同程度の内容のサービスです。
 - ・通所型サービス …これまでの介護予防通所介護と同程度の内容のサービスです。
 - ・通所型サービスC…3か月の短期間で集中的に介護予防のための取り組みを行います。
- サービスを利用できる方は、要支援1・2の判定を受けた方と基本チェックリストで該当になった事業対象者(※2)です。
- ②一般介護予防事業
- 市内在住の65歳以上の方が利用できます。介護予防の教室やサロン等を開催しながら、地域での介護予防の取り組みを支援していく事業です。

何が 変わるの？

3月まで

4月から

予防給付 (要支援1・2)	介護予防訪問介護 介護予防通所介護 以外 のショートステイ 訪問看護 通所リハビリテーション(デイケア) 福祉用具貸与 等	予防給付	変更なし
介護予防事業	訪問介護(ホームヘルプサービス) 通所介護(デイサービス) 一次予防事業 二次予防事業(平成29年度廃止)	総合事業	1. 介護予防・生活支援サービス事業 対象者：事業対象者(新設)、要支援1・2 訪問型サービス(現行のホームヘルプサービス相当) 通所型サービス(現行のデイサービス相当) 通所型サービスC(新設) 2. 一般介護予防事業 対象者：65歳以上の方なら誰でも

※1 「基本チェックリスト」とは、国が定めた身体機能、口腔機能、閉じこもり等に関連する25項目の質問から、日常生活に必要な機能が低下していないかを調べる質問票です。
 ※2 「事業対象者」とは、平成29年4月以降に基本チェックリストの基準に該当した方で、介護予防・生活支援サービス事業の利用の対象となる方です

詳細は、お問い合わせください。
☎ 介護福祉課地域包括支援センター
 ☎ 22-1111 内線 2567

☎ 問合せ先 **F** ファックス **H** ホームページ **E** Eメール
 掲載記事の詳細は、各担当にお問い合わせいただくか、ホームページ等でご確認ください。

納付は便利な口座振替を

口座振替は、ご指定の口座から自動的に振替納付される、納め忘れのない便利な制度です。一度お申し込みされると、次年度以降も継続されますので、納付にお出かけいただく手間がなくなります。

＜申込方法＞

市内の金融機関、税務課、各庁舎管理課窓口でお申込みください。申込みの際は、通帳、通帳の届出印、納税通知書等をお持ちください。

また、郵送での申込みも可能です。ご連絡いただければ、申込書を郵送します。

＜取扱金融機関＞

・青森銀行・みちのく銀行・青い森信用金庫・青森県信用組合・東北労働金庫・十和田おいらせ農業協同組合・ゆうちょ銀行(全国の本・支店、出張所がご利用いただけます)
 〈対象となる税等〉

☎ 税務課収納担当

☎ 22-1111 内線 2232

お手元の納税通知書等を今一度ご確認ください。納め忘れがありましたらお早めに納付してください。また、事情があつて納付が遅れている場合には、お早めにご相談ください。なお、納付書を紛失した場合は再発行しますのでお問い合わせください。

・市県民税(普通徴収)・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税(普通徴収)・介護保険料(普通徴収)
 ☎ 22-1111 内線 2252

☎ 大畑地区の一部区域

4月から粗大ごみ収集日変更

次の区域の粗大ごみ収集日が、これまでの「第4木曜日」から「第4水曜日」に変わります。粗大ごみの回収は、収集日の前の週までに市へ予約が必要です。

＜変更地区＞

大畑地区湯坂下、赤川、木野部、二枚橋、孫次郎間、新町、中島、湊村、東町(伊勢堂・筒万坂・本門寺前・庚申堂)、高橋川、小目名、葉研、堂近、関根橋、谷地道、正津川(平・高待)

☎ 環境政策課廃棄物対策担当

☎ 22-1111 内線 2462

宝くじの助成金を活用

「コミュニティ助成事業を紹介(財)自治総合センター」が、宝くじの受託事業収入を財源として実施しているコミュニティ助成事業では、町内会等で使用する

集会所や備品の整備への助成が行われています。助成事業を活用した団体をご紹介します。



◆ 金町町内会 集会所新築



◆ むつ市消防団川内消防団

はしご組枠
 天衣装16着
 テント2張



備品の整備によって、活動の可能性がひろがり、さらに活発なコミュニティ活動へ繋がることが期待されます。

☎ 市民連携課連携担当

☎ 22-1111 内線 2153

☎ 防災政策課

☎ 22-1111 内線 2135

☎ むつ市墓地公園新規使用者募集

むつ市墓地公園第8区に80区画を増設しました。区画は一般墓地タイプ、広さ2m×2mで、区画使用料は14万3000円です。
 (い)3月21日(火)受付開始
 (必要なもの)
 印鑑、本人確認書類(運転免許証、保険証等)、使用料

なお、使用者はむつ市民の方に限ります。また、予約は受付けていませんのでご了承ください。
 ☎ 22-1111 内線 2452

☎ 出張講座

ねごと上手に暮らすために

近年、さまざまな相談が増えている「ねごと」上手に暮らすしていくために、青森県動物愛護センターから講師を迎え、講習会を開催します。参加費無料、事前申込み不要です。
 (い)3月15日(水)午後1時30分
 (どこ)むつ来さま館

☎ 環境政策課環境衛生担当

☎ 22-1111 内線 2453

☎ 子育て応援メールむつ

配信スタート

妊婦や子どもの健診・予防接種の日程、イベント・子育て講座の開催情報、各種制度・手続きに関するお知らせなど、子育て家庭に役立つ情報が携帯電話やパソコンにメールが届きます。
 登録は無料ですので、ぜひご利用ください。(通信料は利用者負担)

☎ キッズパーク

☎ 23-6305



登録は「防災・かまふせメール」サポートから